

# アニメ映像を活用した群馬県 PR 動画コンテンツ制作業務仕様書

## 1 業務の名称

アニメ映像を活用した群馬県 PR 動画コンテンツ制作業務

## 2 委託業務の目的

アニメ映像は、色彩が豊かで動きがあるため視覚的に伝える力が大きく、視聴者の興味を引きやすい。アニメ映像と実写を組み合わせた群馬県の PR 動画を制作・発信することで、群馬県の魅力を効果的に発信し知名度向上につなげる。

## 3 事業実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 委託業務内容

### ○コンテンツの制作

- ・「2 委託業務の目的」に沿った動画コンテンツの制作及び発信を行うこと。なお、制作する動画コンテンツについては、群馬県の魅力を発信する内容にて10秒以上の動画を最低20本以上制作すること。
- ・制作する動画の本数や長さについて、企画提案書に記載すること。また、制作する動画は縦（アスペクト比9：16）型を想定しているが、追加で横型動画を提案することを妨げない。
- ・風光明媚な景色、体験等アクティビティ、特産品やグルメなどの群馬県の魅力が伝わるような撮影場所や内容をなるべく多く含めること。なお、予定撮影地や紹介内容の素案について、企画提案書に記載すること。
- ・アニメ映像と実写を組み合わせることで、実写のみの映像と差別化を図り、視聴者の興味を引き、記憶に残る内容にすること。また、アニメ映像内にて自然な形で人物の動きがあることが望ましい。
- ・アニメ映像を活用することで、実写映像（実物）の魅力を引き立たせる内容とすること。
- ・短時間の動画視聴でも、群馬の魅力が伝わる内容とすること。
- ・動画のイメージに合致する適切なBGMを使用すること。
- ・コンテンツの制作に伴い、出演者（声優を含む）を起用する場合は、出演者及び所属事務所との調整、撮影許可の取得等を実施すること。なお、本プロポーザルは特定のインフルエンサー等を起用することを想定したものではない。
- ・アニメ映像制作については、生成AIについても使用可能とする。なお、著作権等各種権利について十分に留意すること。
- ・著作権及び関連するすべての権利を侵害しないこと。違反が発覚した場合、全責任は提供者が負うものとする。

### ○コンテンツの発信・報告

- ・制作したPR動画は群馬県のYouTubeチャンネル「tsulunos」で投稿を行うこと。なお、令和9年2月末までの番組の合計再生回数が100万回以上となるよう、必要な措置を行うこととし、投稿戦略について企画提案書に記載すること。
- ・その他制作コンテンツ活用した広報の取り組みを、上記以外で一つ以上提案すること。
- ・発信日から令和9年2月末までの間の当該コンテンツに係る取得可能なデータ（視聴者数、年代・性別に応じた視聴データ、地域別の視聴データ等）及びコンテンツで取り上げた地域

への影響見込の分析等を記載し、報告書の形式で提出すること。なお、報告書には、SNS による発信内容及び肯定的・否定的なコメント含め主な反響を記載すること。

## 5 事業スケジュール（予定）

- (1) 撮影に当たって必要な事項の調整：令和8年6月以降随時
- (2) 撮影・編集：令和8年6月以降随時
- (3) コンテンツ公開及び群馬県への動画納品：令和8年10月～令和9年1月末まで随時  
※公開及び納品が困難な場合は、別途調整する。
- (4) 視聴者データ分析報告書：  
発信日から2月末日までのデータ…令和9年3月中旬

## 6 成果物一覧

成果物	納品方法	納品期限
PR 動画コンテンツデータ	Adobe Premiere Pro で利用可能な形式の電子データをクラウドサーバーでの共有または電子メールで提出	各動画の公開前まで
視聴者データ分析報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出	令和9年3月31日まで
制作コンテンツに関する実績報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出	令和9年3月31日まで

## 7 留意事項

- (1) コンテンツ発信に当たり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 契約期間終了後も当該コンテンツは可能な限り長期間公開できるよう必要な措置を行うこと。
- (4) コンテンツの制作にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

## 8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

## 9 事業完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

## 10 その他

- ・ 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
- ・ 業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、県にあらかじめ書面で報告するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・ 本事業を進める際は、県と十分な協議を行うものとする。
- ・ 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・ 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・ 本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識や技術に関する権利及び制作したコンテンツに関する著作権は受託者に留保するものとするが、詳細は委託者と受託者で別途協議する。